

■公共測量作業一覧（案）

時期	担当 ※	内容	文書 番号	公印	決裁	提出先 ※	参照 ※	根拠 法令	備考
入札前	★	製品仕様書	-	-	-	地理院	手引 P29	-	○ 併せてメールで提出。発注図書のひとつ。設計書に添付。
測量実施前	☆	公共測量実施計画書	要	-	要	地理院	手引 P14-21	36条	○ 変更（作業量,期間）や中止が生じた場合は、文書を作成し提出。
	☆	付図	-	-	-	地理院	手引 P24-28	-	○
	☆	測量標測量成果の使用承認申請書	要	-	要	管理者	手引 P30-32	26条,30条 39条,44条	○ 地理院への提出は基本測量の測量標測量成果を使用する場合のみ。
	★	身分証明書の交付	-	要	要	業者	手引 P10	15条,39条	身分証明書交付願を受けて、会社から業者へ交付。用紙はJISのB8。
	★	公共測量実施の通知	要	-	要	県知事	手引 P33	14条,39条	計画に変更が生じた場合も通知。
測量終了後	☆	精度管理表	-	-	-	地理院	規程 付録4 様式第1-1~1-2	-	◎
	☆	成果表	-	-	-	地理院	規程 付録4 様式第3-1~3-2	-	◎
	☆	点の記	-	-	-	地理院	規程 付録4 様式第3-3	-	◎
	☆	網図・平均図・観測図	-	-	-	地理院	地理院HP等	-	◎
	☆	成果数値データ（TXTファイル）	-	-	-	地理院	規程 付録4 様式第3-7	-	◎
	☆	品質評価表	-	-	-	地理院	規程 付録4 様式第2-1~2-2	-	◎
	☆	メタデータ（XMLファイル）	-	-	-	地理院	手引 P39	-	◎
	☆	基準点現況調査報告書	-	-	-	地理院	規程 付録4 様式第3-8	21条	◎
	☆	測量成果品の作成・提出	要	-	要	地理院	手引 P39	40条,41条	◎ 併せて各写し1部を電子データで提出。
	☆	測量標設置の通知（一時標識）	要	-	要	県知事	手引 P34-35	21条,37条 39条	別紙には、「測量標設置位置通知書」を添付。
	★	公共測量終了の通知	要	-	要	県知事	手引 P33	14条,39条	-

規程更新時	★	公社測量作業規程の更新	要	-	要	地理院	手引 P11-13	33条	準用規程が更新された時に手続きが必要。
-------	---	-------------	---	---	---	-----	-----------	-----	---------------------

※★：公社

☆：業者（作成して公社へデータを送付）

※地理院：九州地方測量部測量課調査係（宛先：gsi-kokyo-9@gxb.mlit.go.jp）

管理者：基準点管理者

県知事：県土木部監理課用地対策室収用調整係（宛先：shuyou@pref.kagoshima.lg.jp）

※手引：公共測量の手引（地理院サイト）<https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/tebiki/tebiki.pdf>

規程：測量作業規程